

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(整理番号 -)

処 分 名	災害等特別中小企業者、災害等特例中小企業者の確認	
根拠法令および条項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条の 2 第 1 項	
所管部課グループ名	創業・経営課経営支援グループ (電話 0776-20-0367 (内線 2716))	
審 査 基 準	項 目	内 容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条の 2 第 1 項の規定に合致していること。 ・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条の 2 第 2 項に基づく申請書および書類の提出があること。 <p>(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条の 2 第 3 項の規定により準用する場合を含む。)</p>
	設定年月日 平成 30 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	
標準処理期間	1 月	
設定年月日 平成 30 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)		